

保護者のみなさんへ

葛飾区教育委員会

小学校入学にかかる費用(新入学準備金)の援助のお知らせ

葛飾区では、経済的理由や家庭の事情に応じて、小学校入学にかかる費用の一部を援助しています。

以下の内容をご確認の上、ご申請ください。

1 新入学準備金とは

令和9年4月から小学校に入学予定のお子様がいらっしゃるご家庭に、ランドセルや筆記用具など学用品・通学用品にかかる費用の一部を援助する制度です。

※所得などの審査がありますので、令和7年中の住民税の申告または確定申告が必要です。詳しくは「3 申請方法」をよくお読みください。

支給金額	対象者一人につき91,600円
支給対象	令和9年2月1日現在葛飾区在住で、準要保護に認定された方
支給時期	令和9年2月下旬(審査結果通知は令和9年1月下旬にご自宅へ発送します。)
支給方法	申請書にご記入いただいた口座への振込み

2 援助の対象となる方(生活保護を受給されている方は新入学準備金の対象外となります。)

①	前年度または今年度に生活保護が停止・廃止になった方
②	同一の生計を営む世帯全員の審査の対象となる金額(注)の合計が認定基準額未満の方
③	児童扶養手当(主に母子および父子世帯の方が対象の手当)を受給している方
④	前年・現年から申請時に至り、主たる生計維持者の失業や長期入院等による無給、減収、り災など特別な事情がある方で、見込所得から算出される世帯全員の審査の対象となる金額(注)の合計が認定基準額未満の方

(注)令和7年中の総所得金額等から所得のある方一人(給与所得、公的年金所得またはその両方がある方のみ)につき10万円を差し引いた金額を審査の対象となる金額とします。

葛飾区教育委員会事務局 学務課学事係(葛飾区役所 本館4階 428番窓口)

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

受付時間 月～金(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで

電話(代表) 03(3695)1111 (内線2725) (直通) 03(5654)8460



がいこくごきぼう かた おんらいんしんせい べんり
外国語希望の方はオンライン申請が便利です

If you wish to apply in a foreign language, it is convenient to apply online.

如果您希望以外语申请, 可以方便地在线申请

3 申請方法

(1)オンラインで申請(1回の申請で対象の児童・生徒4名分まで申請できます。)

提出期限	<u>令和8年11月20日(金) 23:59 まで</u>
申請フォーム	 左の二次元コードを読み取るか、葛飾区公式サイトで「新入学準備金」を検索してください。 スマートフォンでもパソコンでも申請できます。 https://www.city.katsushika.lg.jp/kosodate/1000057/1002479/1019060.html
提出書類	振込希望口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカードの銀行名、支店名、口座名義人がわかる部分)を撮影し、申請フォームで画像として添付できるようご用意ください。

(2)郵送で申請(1回の申請で対象の児童・生徒2名分まで申請できます。)

提出期限	<u>令和8年11月20日(金) 消印有効</u>
提出先	葛飾区教育委員会事務局 学務課学事係 ※同封の返送用封筒に封入の上、郵便局にて簡易書留で郵送 (学務課へ持参していただいてもかまいません。)
提出書類	・令和8年度 就学援助費受給申請書 別紙「申請書記入にあたっての注意点」を確認の上、ご記入ください。 ※申請者控えはありませんので、ご自身でコピーをとって保管してください。 ・振込希望口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカードのコピー)

(3)窓口で申請

提出期限	<u>令和8年11月20日(金)</u>
提出先	葛飾区教育委員会事務局 学務課学事係(葛飾区役所本館4階 428 番窓口)
提出物	・令和8年度 就学援助費受給申請書 別紙「申請書記入にあたっての注意点」を確認の上、ご記入ください。 ※申請者控えはありませんので、ご自身でコピーをとって保管してください。 ・振込希望口座がわかるもの(通帳またはキャッシュカード)

次に該当する方は、**追加で書類の提出が必要**になりますのでご注意ください。

- オンラインで申請する方は、申請フォームで画像として添付できるようご用意ください。ただし、マイナンバーを提出する場合は「マイナポータル」内の「ぴったリサービス」から提出をしてください。
- 郵送の場合は、申請書と同封してください。
- 直接学務課窓口で申請される場合は、原本確認で受け付けます。

対象	必要書類
葛飾区外に住民登録がある方が、生計を共にしている場合	・対象者の名前、生年月日および住所が確認できる書類のコピー (例)「マイナンバーカード」、「住民票」、「運転免許証」など なお、世帯の構成は、住民票上の世帯構成員を原則としますが、住民票上の世帯が別であっても生計が同じ場合は、同一世帯とみなします。

対象	必要書類
令和8年1月1日に葛飾区に 住民登録のない場合 または 令和8年度に別の自治体で課税されて いる場合	・マイナンバーカード(両面)のコピー または ・令和7年中の所得に関する証明書(自治体で発行) (例)「住民税課税・非課税証明書」、「所得証明書」など<u>所得金額・扶養の情報の記載のある証明書の原本</u>(自治体によって名称が異なります。) ※ 源泉徴収票、税額決定通知書等では、審査ができません。 令和8年1月1日に住民登録していた、または課税された区市町村の税務担当課から交付を受けてください。同一世帯の方に扶養されている方および18歳未満の方を除く、家族全員の証明書が必要になります。
令和8年1月1日に 海外に住んでいた等の理由で申告が できない場合	・令和7年中の所得に関する証明書(勤務先で発行) (例)「給与証明書」など証明書のご用意ができない方は、学務課学事係までご相談ください。
2-④(特別な事情)のうち、 主たる生計維持者の失業を理由に申 請する場合	・雇用保険受給資格者証(ハローワークで発行)のコピー または ・退職証明書(勤務先で発行)とハローワーク受付票のコピー
2-④(特別な事情)のうち、 主たる生計維持者の長期入院等によ る無給を理由に申請する場合	・診断書 ・給与証明書(無給であることが証明できるもの) ・休職証明書(勤務先で発行)
2-④(特別な事情)のうち、 主たる生計維持者の減収を理由に申 請する場合	・申請月を含む直近4か月分の収入がわかる書類(給与明細書等)
2-④(特別な事情)のうち、 り災を理由に申請する場合	・り災証明書または被災証明書
※提出期限までに用意のできない書類がある場合は、申請は期限内にさせていただき、不足書類のみを後日お送りください。その際は、書類の余白にお子さんの氏名・生年月日を必ず記入してください。	

注意事項

※認定審査時点(令和9年1月中旬予定)に、未申告および審査に必要な書類の不足等で審査ができない場合、申請は却下となります。

※今回の新入学準備金の支給を受けた場合でも、入学後に「令和9年度就学援助」を希望する場合には、入学後別途申請をしていただく必要がございます。

※新入学準備金の支給を受けた方については、「令和9年度就学援助」での「新入学児童学用品費等」の支給の対象とはなりませんので、ご了承ください。

※住民税の申告方法等については令和8年1月1日に住所登録があった市区町村の税務担当課にお問い合わせください。所得のない方を含め家族全員の方(同一世帯の方に扶養されている方及び18歳未満の方を除く)の住民税の申告が必要です。

【マイナンバー(個人番号)の記入について】

葛飾区では、情報をより効率的に管理・利用するために、就学援助を「個人番号を利用する事務」として定めています。提出いただいた申請書に令和8年1月1日に葛飾区に住民登録がない方のマイナンバーが記入されていない場合は、葛飾区教育委員会でマイナンバーを確認し、就学援助認定事務を行わせていただきます。

4 よくある質問とその回答 FAQ

Q1. 受付期間を過ぎたら新入学準備金の申請はできないのですか

A. 出来ません。しかし、令和9年度就学援助を令和9年4月に申請し、準要保護で認定となった場合、「新入学児童学用品費等」として新入学準備金と同額が支給されます。

Q2. 申請内容の変更(氏名・申請者・口座内容など)は可能ですか

A. 変更届や申立書などを提出いただく必要があります。また、変更等の内容により、申請を再度行っていただく場合があります。詳しくは学務課学事係までお問い合わせください。

Q3. 提出期限までに提出できない書類があります

A. 申請書は提出期限内に提出していただく必要があります。不足書類は令和8年12月14日(月)までに送付してください。その際には、書類の余白にお子様の氏名・生年月日及び申請者の電話番号を必ず記入してください。

Q4. 1ページの申請理由②以外の理由で提出したが、③児童扶養手当受給の事実が確認できない場合や、④の申請で、失業など特別な事情として認められなかった場合、所得での審査はしてもらえますか

A. ②以外を申請理由としていても、その事実が確認できない場合や特別な事情として認められない場合は世帯全員の審査の対象となる金額による審査(②の審査)となります。

Q5. ゆうちょ銀行の場合、【支店名】【支店コード】【口座番号】には何を書けばいいですか

A. 通帳見開きページ下部の振込受取口座の【店名】・【店番】(3桁)・【口座番号】(7桁)をご記入ください。

Q6. 認定基準額を教えてください

A. 以下の表が参考例となります。認定基準額は、年齢によって異なる基準額等を加算して設定されるため、世帯構成により異なります。また、この計算は認定審査時にシステムで行うため、事前にお教えすることはできません。

人数	世帯構成 (年齢は令和8年4月1日時点のもの)	認定基準額
2人	母35歳、子5歳	約 2,330,000 円
3人	父45歳、母40歳、子5歳	約 2,940,000 円
4人	父48歳、母45歳、子中2、子5歳	約 3,580,000 円
5人	父42歳、母30歳、子小1、子5歳、子1歳	約 3,670,000 円
6人	父50歳、母45歳、子中3、子小5、子5歳、祖父80歳	約 4,460,000 円

★この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。